

議案第 8 号

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 6 年 3 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 0 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号、第5項第2号、第6項第2号及び第7項第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。